（道路法施行規則の一部改正）

第二十七条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第五中「印」及び記載要領４を削り、記載要領５を記載要領４とし、記載要領６を記載要領５とし、記載要領７を記載要領６とする。

様式第五の二中「印」を削る。

様式第五の四及び様式第七の四中「印」を削る。

（小型漁船の総トン数の測度に関する省令の一部改正）

第二十八条　小型漁船の総トン数の測度に関する省令（昭和二十八年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

（航空機登録規則の一部改正）

第二十九条　航空機登録規則（昭和二十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

（鉄道軌道整備法施行規則の一部改正）

第三十条　鉄道軌道整備法施行規則（昭和二十八年運輸省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一号様式の四中「㊞」を削る。

第二十二号様式中「申込者の氏名又は名称　　印」を「申込者の氏名又は名称　　」に、「国土交通大臣　印」を「国土交通大臣　印　氏名又は名称　印」に改める。

第二十三号様式から第二十五号様式までの様式中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称　　」に改める。

（建設機械抵当法施行規則の一部改正）

第三十一条　建設機械抵当法施行規則（昭和二十九年建設省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊞」を削り、同様式記載要領１中「の上押印」を削り、「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入」に改める。

別記様式第五号中「㊞」を削り、同様式記載要領１中「の上押印」を削り、「主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入」に改める。

別記様式第六号中「㊞」を削り、同様式記載要領１中「の上押印」を削り、「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入」に改める。

別記様式第七号中「㊞」を削り、同様式記載要領１中「の上押印」を削り、「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入」に改める。

（土地区画整理法施行規則の一部改正）

第三十二条　土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「印を証する印鑑証明」を「運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）（以下「本人確認書類」という。）」に改める。

第二十三条第三項第一号中「印を証する印鑑証明」を「本人確認書類」に改める。

別記様式第一中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第二中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考７までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第三及び別記様式第四中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第五中「（第十条の六関係）」を「（第十条の六関係）」に改め、「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第八中「㊞」を削る。

別記様式第九中「㊞」及び備考５を削る。

別記様式第十及び別記様式第十一中「㊞」を削る。

（空港法施行規則の一部改正）

第三十三条　空港法施行規則（昭和三十一年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「記載し、かつ、合併又は分割の当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）した」を「記載した」に改める。

（動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正）

第三十四条　動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第１号の二様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に改め、備考を削る。

第二号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。

第三号様式中「印」及び備考を削る。

（都市公園法法施行規則の一部改正）

第三十五条　都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第三中「印」を削る。

別記様式第四中「印」及び備考５を削る。

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第三十六条　倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）した」を「記載した」に改める。